

奈良県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八條第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市七条西町一丁目及び二丁目並びに石木町の各一部